７／３１(木)の行事

報道発表資料の配付日時　７月２４日（木）

発表項目（行事名）	令和７年度第１回十勝圏域地域医療構想調整会議の開催について
概　　要	標記について、次のとおり開催しますのでお知らせします。 １　日時 令和７年（2025 年）７月 31 日（木）18:30～20:00（予定） ２　場所 森のスパリゾート北海道ホテル　２階　新雪の間 ※帯広市西７条南 19 丁目１番地 ３　主な議題 （１）令和６年度地域医療構想推進シートについて （２）公立病院経営強化プランの一部改正について （３）地域の状況について （４）新たな地域医療構想に関する取りまとめについて （５）医療機関の病床削減及び経営強化プランの改正について （６）医療機関の紹介受診重点医療機関の運用について （７）意見・質疑等
参　　考	本会議は、平成２８年度に策定された地域医療構想を推進するため、地域医療構想の取組状況等について情報共有を行うとともに、地域の課題の意見交換、今後の地域医療構想等について協議を行うことを目的に開催します。
報道（取材）に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	~~同時配布~~ ~~同時レク~~ ~~記者レク~~
そ　の　他	
担　　当（連絡先）	北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課企画係 （担当：企画主幹兼企画係長 鎌田　和憲） ＴＥＬ：０１５５－２６－９０７３（直通）

十勝圏域地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第１条　地域医療構想を策定する区域（医療法第３０条の４第２項第７号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。）において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第３０条の１４第１項に定める「協議の場」として、十勝圏域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

（１）病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項

（２）病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項

（３）北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項

（４）その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

（組織）

第３条　調整会議は、次に掲げる者又は団体に所属する者から、十勝総合振興局長が委嘱した委員で組織する。

（１）診療に関する学識経験者の団体

（２）医療関係団体

（３）医療保険者

（４）市町村

（５）医療を受ける立場にある者

（６）その他必要と認められる者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）

第５条　調整会議に、議長及び副議長を置く。

２　議長及び副議長は、委員が互選した者をもって充てる。

３　議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

４　議長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副議長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　調整会議は、必要の都度議長が招集する。

２　議長は、委員の代理を認めることができる。

３　議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

４　会議の事務局は、十勝総合振興局保健環境部に置く。

（部会）

第７条　調整会議には、必要に応じ、調整会議の承認を得て、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、議長が指名する。

３　部会の運営は、部会を構成する委員が協議して行う。

（庶務）

第８条　調整会議に関する庶務は､十勝総合振興局保健環境部において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附則

１　この要綱は、平成２７年８月７日から施行する。

２　平成２９年　３月　６日一部改正

　　平成２９年１２月２８日一部改正